

第2編

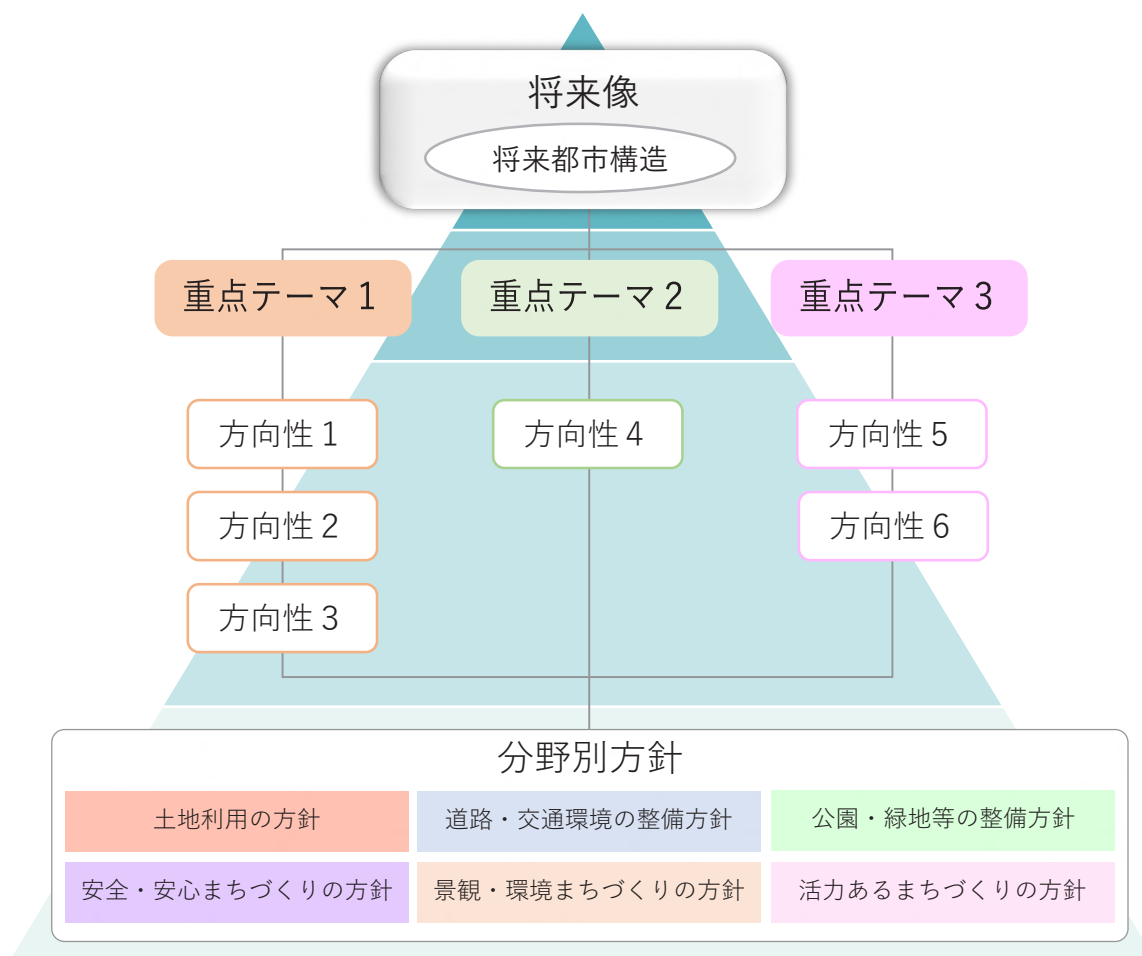
全 体 構 想

全体構想について

全体構想は、本市のまちづくりの課題を解決するため、目指すべき将来像、将来都市構造を掲げ、市全体のまちづくりの方針を定めます。

将来像及び将来都市構造を実現するため、3つの重点テーマを掲げ、まちづくりの方向性を示しました。さらに、6つの分野別方針を示し、まちづくりを進めます。

<将来都市構造を実現するための考え方>



1 将来像

「第五次長期総合計画」が掲げる本市の将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」や、本市の課題を踏まえ、将来像を定めます。

人と人、まちとまちをつなぐ みどり豊かな活力あるまち

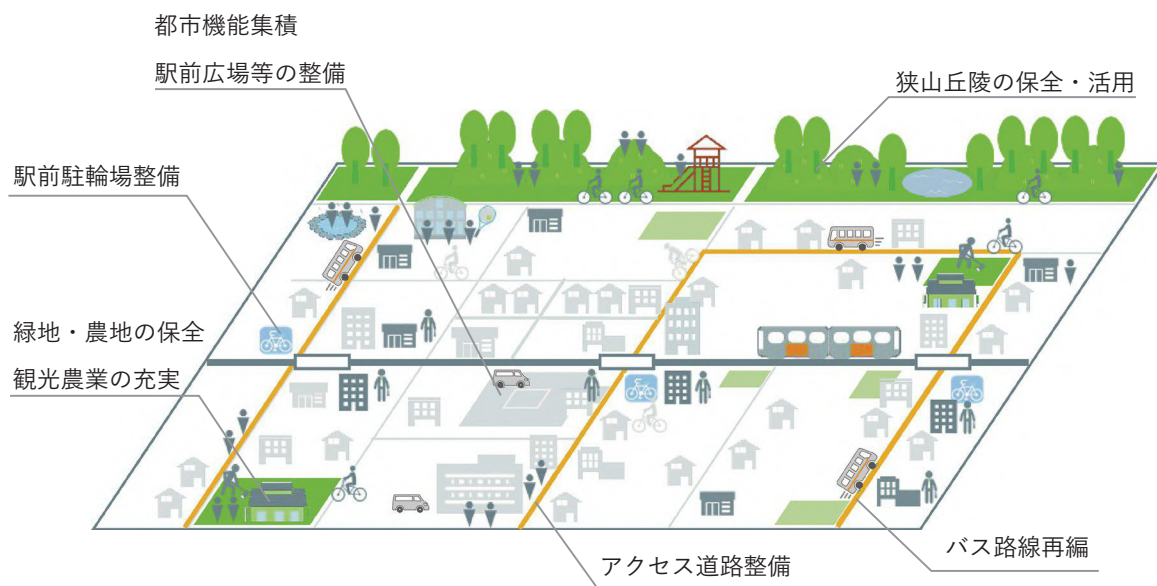
<将来像のイメージ>

「人と人、まちとまちをつなぐ」のイメージとして、多摩都市モノレールの延伸を見据え、駅を中心として周辺地域との様々なつながりが生まれるまちづくりを進めます。

多摩都市モノレールを最大限にいかし、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを実現することにより、自家用車から公共交通への利用転換を図り、歩いて暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

「みどり」のイメージとして、本市の財産である武蔵野と狭山丘陵の豊かな自然を保全・活用し、良好な住環境の形成を図ります。また、水とみどりのネットワークをいかし、自然と共存しながら快適に過ごせるまちを目指します。

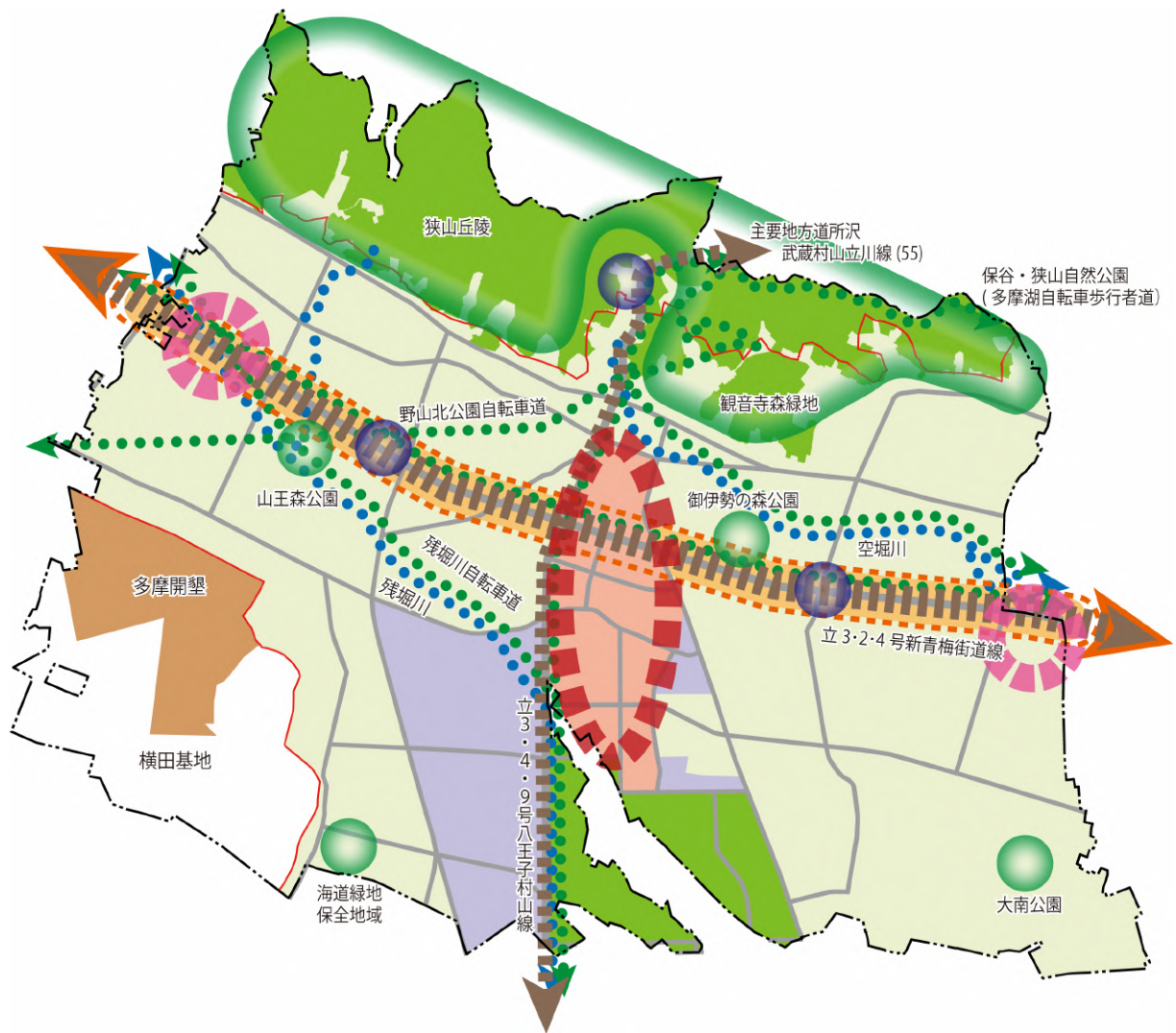
「活力」のイメージとして、駅を中心として商業・業務などの都市機能の集積を図り、誰もが利用しやすく、生活しやすい環境を整備するとともに、地域の特性をいかした商・工・農の地域産業の活性化が図られたにぎわいと活力のまちを目指します。



2 将来都市構造

将来像を実現するためには、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備、計画的な土地利用の誘導を進め、多摩都市モノレールの延伸を見据えた駅を中心としたまちづくりの推進や公共交通ネットワークの形成が必要です。

このため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めます。



将来都市構造は以下の考えを基に設定します。

「核」 拠点となる事業や地区、プロジェクトを基本に設定します。

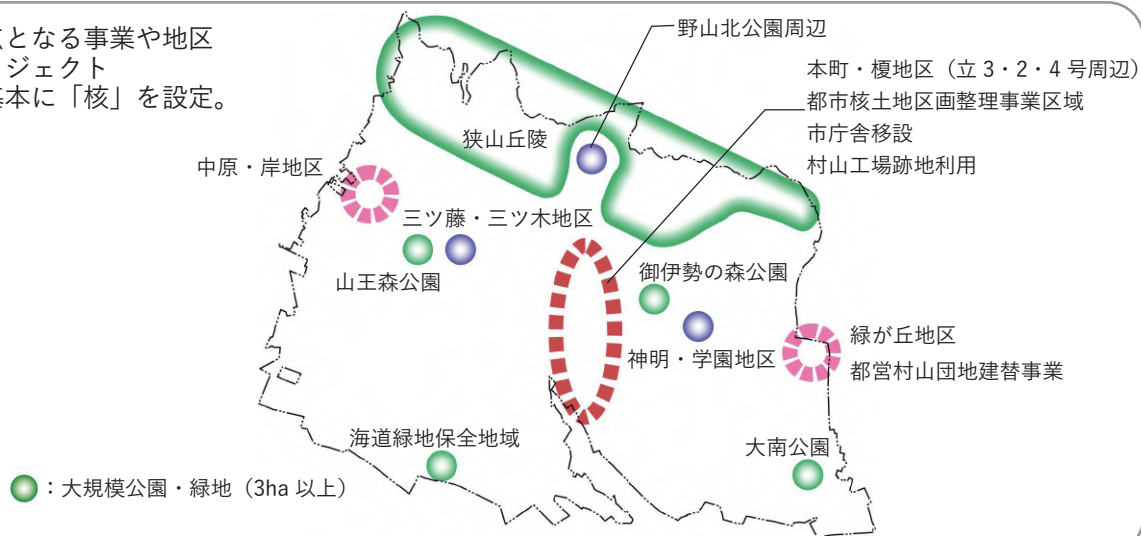
「軸」 主要幹線道路、多摩都市モノレール、河川、自転車歩行者専用道路を基本に都市の骨格として、近隣市町との広域ネットワークを形成します。

「ゾーン」 土地利用特性を基本に、都市核土地地区画整理事業区域や新青梅街道沿道地区のまちづくりを考慮しながら設定します。

これらの「核」、「軸」、「ゾーン」を重層的に組み合わせることによって、駅を中心とした将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

【 核の骨格構造 】

拠点となる事業や地区
プロジェクト
を基本に「核」を設定。



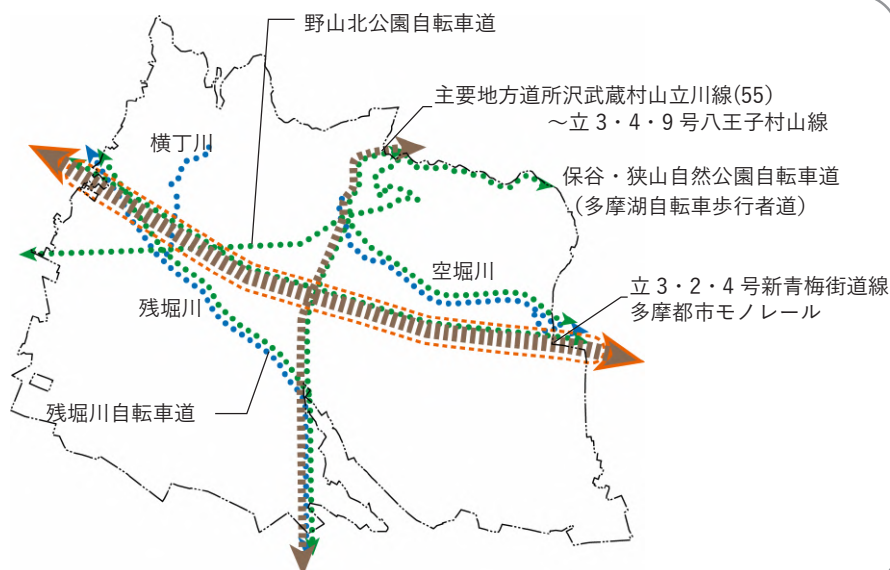
《都市核》 	・多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が計画されている、本町・榎地区の立3・2・4号新青梅街道線周辺から村山工場跡地内北側までを広く都市核と位置付け、商業、住宅、行政サービス、高次医療、防災などの多様な機能の集約・維持を目指します。 ・都市機能の集約や交通利便性が確保された、持続可能な都市構造による利便性の高い魅力あふれる中心市街地の形成を目指します。
《サブ核》 	・多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、利便性の高い市民生活の拠点として、住宅のほか生活サービス施設などの多様な都市機能の集積・維持を目指します。
《みどりの核》 	・貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実を図ります。
《憩いの核》 	・野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、観光施設など交流機能の充実を図ります。 ・立3・2・4号新青梅街道線沿道の神明・学園地区を若者から高齢者までの多世代が集う憩いの核として位置付け、医療、福祉施設や大学などと連携した交流拠点の形成を目指します。 ・立3・2・4号新青梅街道線沿道の三ツ藤・三ツ木地区を自転車道をいかした憩いの核として位置付け、サイクルツーリズム¹²の推進など、自転車等を活用したレクリエーション拠点の形成を目指します。

¹² サイクルツーリズム：自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや旅行、またはレジャーの中で自転車を利用すること。

【 軸の骨格構造 】

主要幹線道路
多摩都市モノレール

河川
自転車歩行者専用道路
を基本に「軸」を設定。

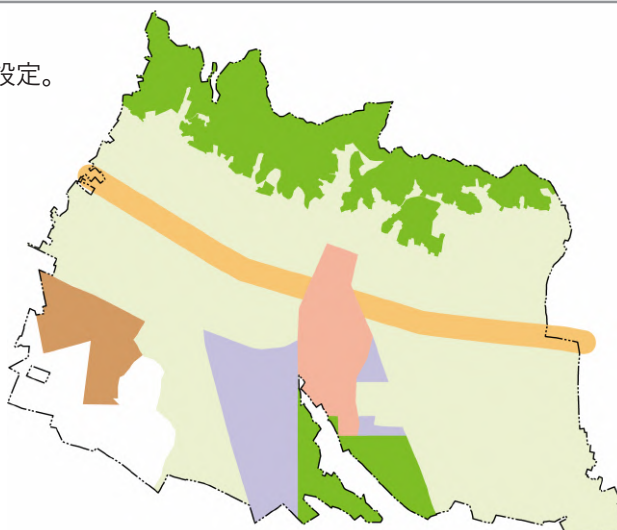


《都市軸》 	・立3・2・4号新青梅街道線及びその沿道空間と主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)から立3・4・9号八王子村山線を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。
《公共交通軸》 	・多摩都市モノレールを公共交通軸として位置付け、バスやタクシー、乗合タクシーなどのデマンド交通¹³や徒歩、自転車等によるアクセスが可能な、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。
《みどりの軸》 	・都市軸に位置付けられている主要幹線道路沿道のほか、残堀川、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）、残堀川自転車道、空堀川沿線などをみどりの軸と位置付け、街路樹や緑地帯などによる景観・環境保全を図り、防災機能を持ったみどりのネットワークを形成します。
《水の軸》 	・瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川及び横丁川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水のネットワークを形成します。

¹³ デマンド交通：利用者の予約に応じて運行時刻・運行経路を合わせる地域公共交通のこと。

【 ゾーンの骨格構造 】

現状の土地利用特性
を基本に「ゾーン」を設定。

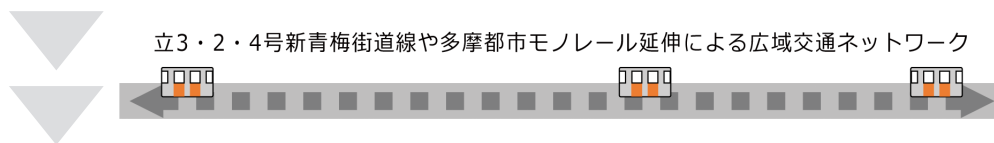


《住宅系市街地ゾーン》 	市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。
《沿道市街地ゾーン》 	- 立3・2・4号新青梅街道線沿道では、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業や業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ります。 - 多摩都市モノレールの新駅設置によって、人々が集まるにぎわいのある空間を見据えたまちづくりを進めるとともに、人口密度を高め、利便性の高い生活空間の形成を図ります。
《中心市街地ゾーン》 	都市核土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業や業務、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地の形成を図ります。
《複合市街地ゾーン》 	残堀・伊奈平・榎地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を合わせ持つ市街地の形成を図ります。
《自然景観形成ゾーン》 	- 狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。 - 村山工場跡地内南側のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。
《大規模農地ゾーン》 	大規模農地である多摩開墾は、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全を図ります。

将来都市構造のイメージ

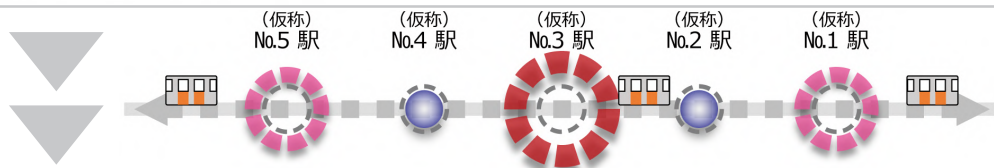
軸によるネットワークの充実

立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業、多摩都市モノレールの延伸により、広域交通ネットワークの充実を進めます。



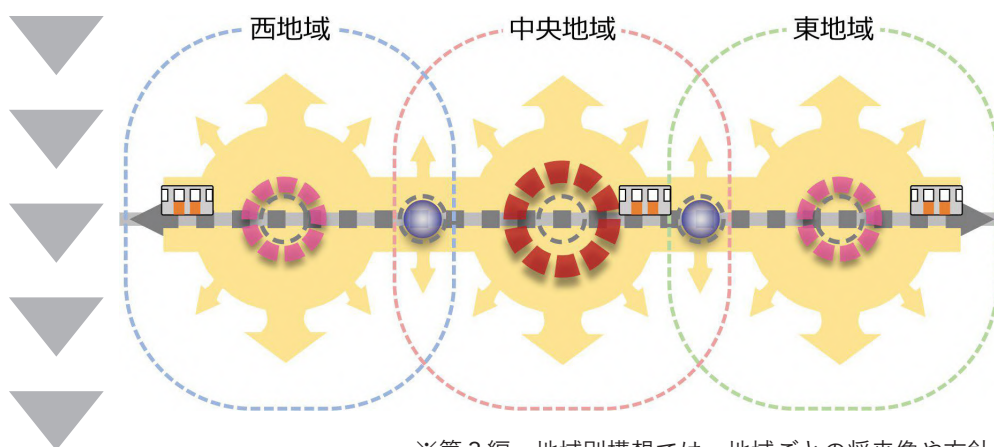
核による拠点の形成

5つの駅はそれぞれ都市核、サブ核、憩いの核に位置付けており、駅を拠点ににぎわいを創出します。



駅を中心としたにぎわいの波及

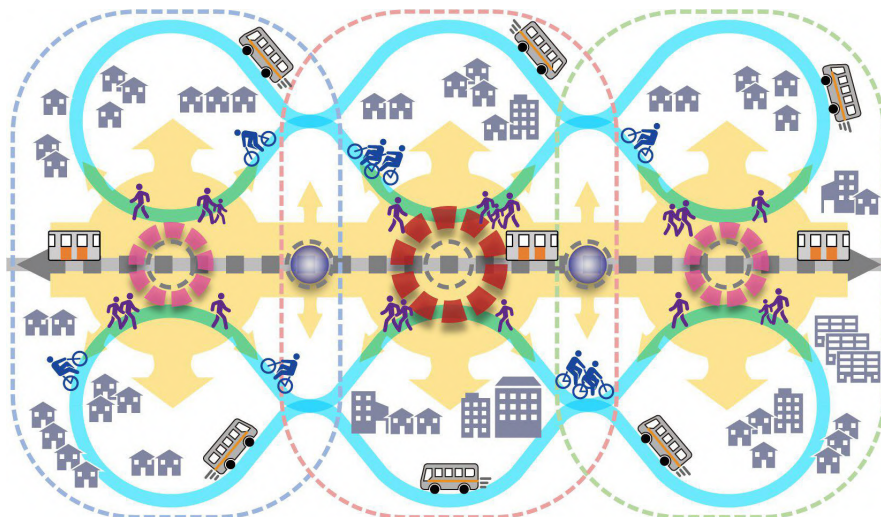
都市核、サブ核を中心ににぎわいと活力のある市街地を形成し、その効果が周辺地域に波及します。



※第3編 地域別構想では、地域ごとの将来像や方針を示します。

核やゾーンをつなぐまちづくり

多摩都市モノレールの延伸に伴い、路線バスや MM シャトル等の地域公共交通の形成や、自転車ネットワーク等の充実を図ることで、核と核、核とゾーンを快適に移動できる、歩いて暮らせるまちづくりの実現に取り組みます。



3 まちづくりの重点テーマと方向性

本市の将来像及び将来都市構造を実現するために、まちづくりの重点テーマと方向性を設定します。また、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するため、SDGsで定められている17の指標のうち、各まちづくりの方向性に対応する関連性の高い指標を示します。

重点テーマ1 多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくり

方向性1 市民が魅力を感じる新たな都市環境の創出

各駅周辺の特性を踏まえた商業施設や行政施設の立地誘導により、にぎわいと魅力のある中心市街地である都市核と、利便性の高い生活拠点であるサブ核や都市軸において、市民が魅力を実感できる新たな都市環境の創出を目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



- <対応する課題>
- 課題1 都市の構造に大きく影響するプロジェクトを見据えたまちづくり
 - 課題2 人口動向の変化に対応したまちづくり
 - 課題5 身近な生活環境の向上に向けたまちづくり

方向性2 暮らしやすさを実感できる生活環境の形成

少子化や若者世代の流出などの課題に対応したまちづくりを進めるため、子育て支援施設の充実や身近な道路の安全性、利用しやすい公園・広場の整備などにより、安全な子育て環境の充実と形成を目指します。

高齢者や障害者のみならず、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン¹⁴の視点に立った生活環境の形成などにより、暮らしやすさが実感できるまちづくりを目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



- <対応する課題>
- 課題2 人口動向の変化に対応したまちづくり
 - 課題5 身近な生活環境の向上に向けたまちづくり

¹⁴ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

方向性3 身近な生活環境の安全性、利便性、快適性の向上

まちの特性をいかしつつ、狭い道路の整備等、身近な生活環境の課題を解決し、市民にとってゆとりと潤いのある快適な環境の形成を目指します。

多摩都市モノレールを最大限にいかした誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成により、周辺地域との様々なつながりが生まれ、安全で便利な歩いて暮らせるまちの実現を目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



- <対応する課題>
- 課題1 都市の構造に大きく影響するプロジェクトを見据えたまちづくり
 - 課題5 身近な生活環境の向上に向けたまちづくり

重点テーマ2 市の財産であるみどりを保全するまちづくり

方向性4 美しい武蔵野のみどりと水辺が調和した環境の形成

本市の豊かな自然環境を保全し、みどりや水辺の潤いと安らぎのある良好な景観の形成やレクリエーションの場の確保、脱炭素社会の実現を目指します。

農地を都市にあるべきものとして、みどり空間の提供、ICTの活用などによる都市農地の新たな可能性、防災に果たす機能などを踏まえ、都市と調和した農地の活用を目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



- <対応する課題>
- 課題3 自然環境と共存したまちづくり
 - 課題6 産業の活性化を支えるまちづくり

【参考】SDGs（持続可能な開発目標）のゴール

ゴールの名称等

2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

重点テーマ3 災害に強い、活力あるまちづくり

方向性5 災害に強い都市環境の形成

自然災害の発生に備え、河川の整備や危険区域¹⁵に対する土地利用の抑制、避難場所や避難路の整備などにより、市民の生命、財産の保全を目指します。

多摩東部直下地震などの大規模地震に備えて、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や不燃化の促進により、災害に強い都市環境の形成を目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



<対応する課題> 課題4 自然災害に対応したまちづくり

課題5 身近な生活環境の向上に向けたまちづくり

方向性6 地場産業と都市型産業の定着・成長を支える環境の形成

地場産業や立地特性をいかした都市型産業の定着と成長を図るため、円滑な移動を支える都市基盤の整備や企業立地の促進などにより、良好な事業環境の整備・保全を目指します。

<関連性の高いSDGs指標>



<対応する課題> 課題6 産業の活性化を支えるまちづくり

ゴールの名称等

8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

15. 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17. パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センター

¹⁵ 危険区域：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、浸水予想区域を示す。

第2章 分野別方針

将来像である「人と人、まちとまちをつなぐ みどり豊かな活力あるまち」を実現するため、次の6つの分野で方針を設定します。

1 土地利用の方針 (まちづくりの方向性1・2・3・4・5・6)

- (1) 都市的土地利用の推進
- (2) 丘陵地・農地の保全
- (3) 市街地の整備

2 道路・交通環境の整備方針 (まちづくりの方向性2・3・5)

- (1) まちの骨格となる道路づくり
- (2) 地域の生活を支える道路づくり
- (3) 歩きやすい歩道づくり
- (4) 公共交通機関の充実

3 公園・緑地等の整備方針 (まちづくりの方向性2・3・4・5)

- (1) 身近な自然環境の保全と整備
- (2) 水とみどりをいかしたネットワークづくり
- (3) まちの潤いとなる農地の保全と活用
- (4) コミュニティを育む場所となる公園づくり
- (5) 環境と共生した河川の整備と維持・管理

4 安全・安心まちづくりの方針 (まちづくりの方向性4・5)

- (1) 災害に強い市街地づくり
- (2) 安全性を支える都市基盤づくり
- (3) 災害に備えた対策と体制づくり
- (4) 防犯に配慮したまちづくり

5 景観・環境まちづくりの方針 (まちづくりの方向性4)

- (1) 美しい街並みへの誘導
- (2) 環境に配慮したまちづくり

6 活力あるまちづくりの方針 (まちづくりの方向性1・2・4・6)

- (1) 誰もがいきいきと生活できるまちづくり
- (2) 商業・農業・工業の振興
- (3) 観光の振興とレクリエーションの充実

1 土地利用の方針

(まちづくりの方向性1・2・3・4・5・6)

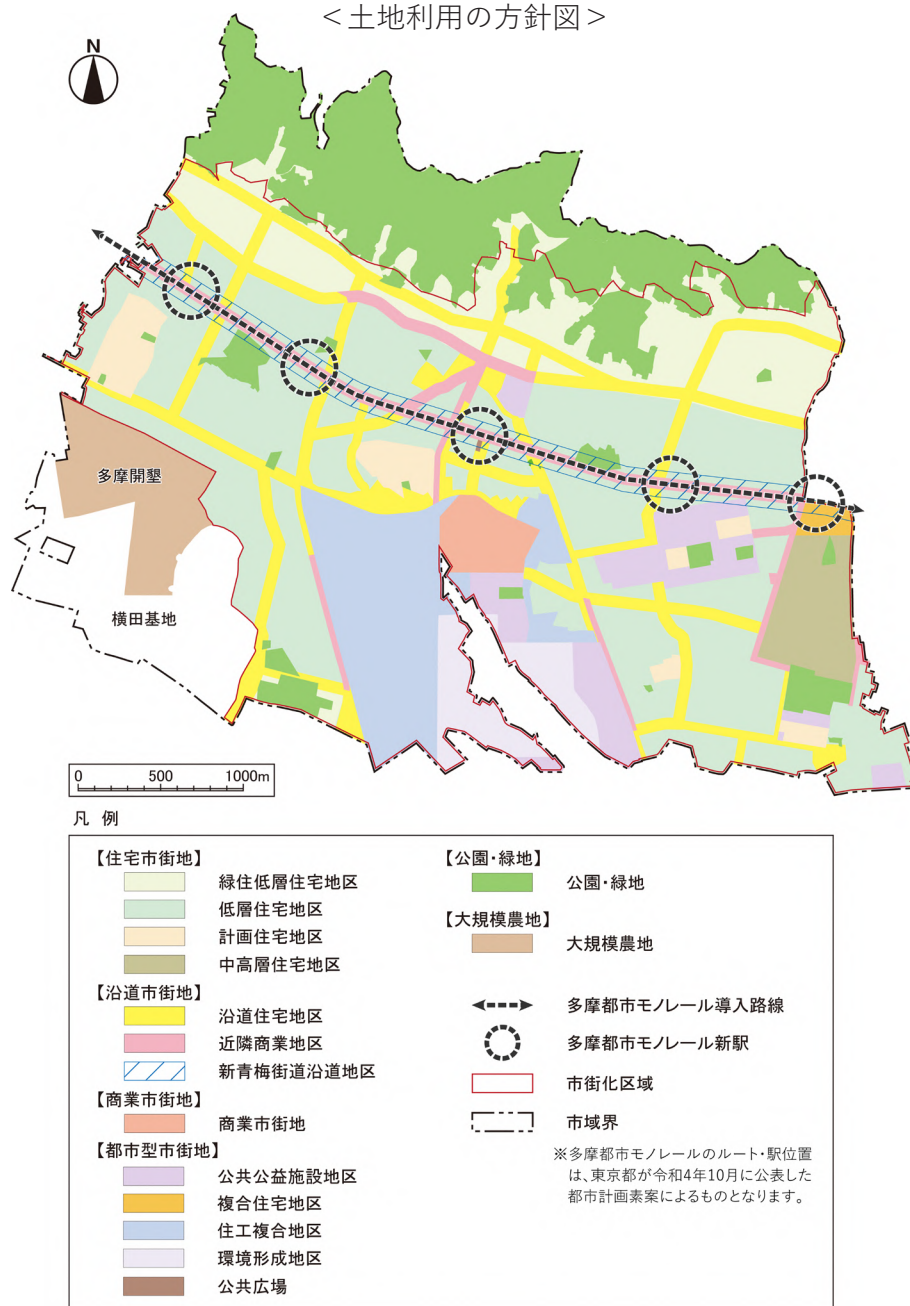
住環境の保全や商業・業務地の活性化を図り、みどり豊かな自然環境をいかした土地利用を誘導します。

社会・経済情勢の変化やまちづくりの動向に合わせ、用途地域や地区計画制度等を活用した計画的土地利用を進めます。

立3・2・4号新青梅街道線沿道や村山工場跡地などは、多摩都市モノレールの延伸の動向を踏まえつつ、効果的にまちづくりを進めていくため、用途地域や地区計画制度等を活用した計画的な土地利用を図ります。

地区まちづくり計画制度や地区計画制度を活用したまちづくりへの市民参加の促進、空き家や空き地等の低未利用地の有効活用により、にぎわいと活力のある土地利用を図ります。

<土地利用の方針図>



(1) 都市的土地利用の推進

■ 住宅市街地

緑住低層住宅地区

主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北及び立3・5・20号東大和武蔵村山線（大曲り新道）以北の住宅地は、生け垣や屋敷林のみどり、狭山丘陵の自然環境をいかし、ゆとりある低層住宅地としての土地利用を維持します。また、「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区では、建物の色彩や緑化の基準に基づき、自然環境を含む周辺環境と調和した低層住宅地としての土地利用を誘導します。



土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域では、自己の居住の用に供する住宅の建築等を目的とした開発行為以外の開発行為を原則として抑制し、安全なまちづくりを進めます。

低層住宅地区

本市の大半を占める低層戸建て住宅地は、平地林のみどりや残堀川、空堀川の水辺を身近に感じる良好な低層住宅地としての土地利用を誘導します。また、主要な幹線道路沿道等の後背地においては、地区まちづくり計画制度や地区計画制度の活用により、住環境に配慮した土地利用を誘導します。



計画住宅地区

中原二丁目や三ツ藤一丁目等の大規模開発による優れた住環境を形成する住宅地は、建築協定や地区まちづくり計画制度を活用して、低層住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。

学園四丁目地区、大南五丁目地区など地区計画制度等により低層住宅地が形成された地区は、計画に即した良好な戸建て住宅地の保全を図ります。



学園二丁目地区は、地区計画制度を活用し、多摩都市モノレールの延伸を見据えた、地域のにぎわい創出に資する良好な住宅地としての土地利用を誘導します。

中高層住宅地区

緑が丘地区は、本市の東の拠点として、都営村山団地の建替事業に合わせ、地区の特性をいかした地区計画制度等を活用し、中高層住宅地としての土地利用を誘導します。



都営村山団地

■ 沿道市街地

沿道住宅地区

幹線道路沿道などでは、周辺住宅地からの買い物客が利用する住宅と店舗が共存するにぎわいのある土地利用を誘導します。また、地区まちづくり計画制度等を活用し、後背地の低層住宅地の住環境などにも配慮した土地利用を図ります。

補助幹線道路沿道などでは、建物の更新時期に合わせて共同化・中層化などによる良好な中層住宅地としての土地利用を誘導します。



住宅と店舗が共存する幹線道路沿道

近隣商業地区

幹線道路沿道のうち既存商業施設の立地が多い地区は、日常的な生活の利便性や快適性を向上させるための店舗が立地する近隣商業地としての土地利用を誘導します。



都営村山団地周辺の商店街

新青梅街道沿道地区

立3・2・4号新青梅街道線沿道は、周辺環境に配慮しつつ、地域の特性に応じた商業・業務・サービス施設や都市型住宅¹⁶の立地を誘導します。

多摩都市モノレール新駅周辺では、駅前にふさわしいにぎわいと活力のある土地利用を誘導します。用途地域の変更や地区計画制度等の活用に当たっては、沿道の特性に応じた街並みや景観、防災性の向上、後背地の低層住宅地の住環境などにも配慮した土地利用を誘導します。



商業・サービス施設が並ぶ新青梅街道沿道

¹⁶ 都市型住宅：都市の中心部に位置する場所に立つ住宅のこと。本市においては、生活サービス施設等と住宅が複合した中高層住宅などを指す。

■ 商業市街地

村山工場跡地内北側は、都市核土地地区画整理事業や周辺道路網との整合を図りつつ、多摩都市モノレールの延伸や市庁舎移設を見据え、商業機能を中心とした多様な都市機能を集積し、次世代が安心して生活でき、にぎわいと活力から交流が生まれる土地利用を誘導します。



村山工場跡地内北側の大型商業施設

■ 都市型市街地

公共公益施設地区

市庁舎の移設予定地（榎一丁目地内）は、隣接する医療施設や消防施設などの立地と合わせ、市民サービスの向上に資する土地利用を図ります。現庁舎用地（本町一丁目）は、庁舎移設後の利活用について検討を進めます。



市庁舎移設予定地

高等教育施設や医療施設等の公共公益施設地区は、地区計画制度の導入などにより、敷地内緑化や外周道路との連続性など良好な環境に配慮した街並みの形成を図ります。

良好な景観形成、周辺地区との連携に配慮しつつ、にぎわいと交流に資する施設及び緑豊かな文化・スポーツ施設等を誘導します。

複合住宅地区

都営村山団地の建替えに伴い創出された用地は、商業、医療等の生活利便機能や公共公益機能などの誘導により、生活の中心地としての住宅地の形成を図ります。



創出された用地

住工複合地区

工場が集積する残堀・伊奈平地区等は、地区まちづくり計画制度や地区計画制度の活用、大型車の通行を考慮した道路基盤の整備を進め、生産環境の向上を図ります。

また、騒音対策の強化や景観の向上を図るため、敷地内緑化を促進するなど、住宅と工場の相互に配慮した土地利用を誘導します。



住宅と工場が複合する地区

環境形成地区

関係者相互が十分に協議、連携し地域活力の維持・向上に資するよう地区計画に即した、沿道の良好な景観形成に配慮した林苑の形成と寺院及び附属機能等を誘導します。



村山工場跡地内南側

公共広場

都市核土地地区画整理事業区域内の（仮称）No.3駅においては、交通結節機能の強化や本市の顔となる空間形成などを目的として、公共広場を整備します。



公共広場整備予定地

(2) 丘陵地・農地の保全

■ 公園・緑地

狭山丘陵や武蔵野の面影を残す樹林地などの良好な自然環境は、市民の生活に潤いを与えるとともに本市にとっての貴重な財産であり、引き続き維持・保全を図ります。

市民の交流、憩い、健康づくりの場である大規模な公園については、施設の充実を図ります。



野山北・六道山公園

■ 大規模農地等

広大な農地である多摩開墾は、貴重なみどりとして、農地の有効利用を推進し、保全を図るとともに、農地の維持・管理に必要な基盤整備等を行います。

市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し、遊休農地の利用促進を図ります。



多摩開墾

(3) 市街地の整備

■ 多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくり

多摩都市モノレール新駅においては、交通状況や周辺状況等に応じ、市民や来訪者が利用しやすい駅前広場等の交通施設を整備するとともに、各駅周辺の特性を踏まえた新たな都市機能の誘導を図るなど、アクセス性が高く魅力と利便性を兼ね備えた交流の場づくりを進めます。

新駅周辺のまちづくりについても、より具体的な検討に基づく土地利用の方針を定めることとします。

多摩都市モノレール新駅周辺においては、商業・業務・サービス施設、住宅などの多様な機能を誘導し、生活利便性を高めることでモノレールの効果を最大限波及させるまちづくりを進めます。

■ 都市核土地区画整理事業区域や立3・2・4号新青梅街道線沿道のまちづくり

都市核土地区画整理事業区域では、本市の中心核にふさわしい良好な住宅地の形成と魅力とにぎわいのあるまちの実現を図ります。

都市核土地区画整理事業区域内の多摩都市モノレール新駅周辺には、駅前広場や駐輪場等の整備を行います。また、誰もが利用しやすく、集まりやすい、にぎわいと活力のある中心市街地の形成を図ります。

立3・2・4号新青梅街道線沿道は、地区計画制度等を活用して、商業・業務・サービス施設と集合住宅が共存するなど利便性が高く、周辺住環境との調和に配慮した良好な中高層住宅を誘導します。

騒音などの環境問題や防災性を考慮しながら、後背地の低層住宅地の住環境にも配慮した土地利用を誘導します。

緑が丘地区及び中原・岸地区の立3・2・4号新青梅街道線沿道は、周辺住民の生活の利便性に資するよう地区計画制度等を活用し、本市の東西の玄関口にふさわしい拠点形成を図ります。

■ 村山工場跡地のまちづくり

村山工場跡地では、地区計画制度を活用し、道路などの都市基盤施設や緑地空間が確保された商業・業務施設に加え、行政サービス機能、医療サービス機能や防災機能など、周辺市街地と調和した良好な環境形成を図ります。

周辺環境との調和に配慮しつつ、文化・スポーツ施設など市民等が利用できる場としての土地利用を誘導します。

■ 都市農地をいかしたまちづくり

都市農地は、防災や田園景観の提供など良好な都市の環境形成に資するみどりの空間であり、都市農業振興基本計画では、「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」と転換されたことから、農業振興施策と連携しながら積極的にその保全・活用を図ります。

生産緑地地区は、農産物の生産基盤であるとともに、市街地の環境保全や防災空間として大きな役割を果たしていることから、保全に向けて特定生産緑地の指定とその更新を促進します。

宅地化農地（生産緑地地区以外の市街化区域内農地）の中で、都市環境の保全や防災上の観点から効用のある農地については、貴重なみどりのオープンスペースとして、生産緑地地区への追加指定を促進します。

1 土地利用の方針

2 道路・交通環境
の整備方針

3 公園・緑地等
の整備方針

4 安全・安心
まちづくりの方針

5 景観・環境
まちづくりの方針

6 活力ある
まちづくりの方針

2 道路・交通環境の整備方針

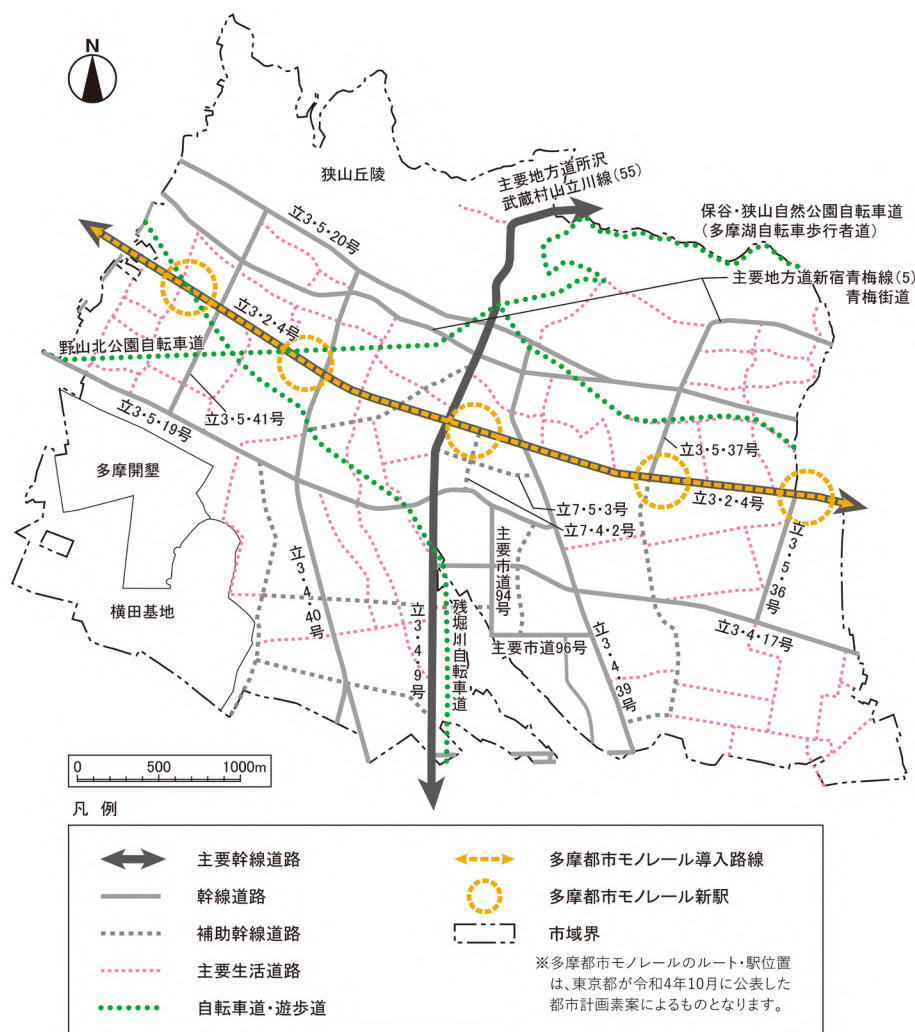
(まちづくりの方向性2・3・5)

市民の日常的な生活行動や社会経済活動を支える道路・交通環境については、都市の骨格となる幹線道路網を整備し、機能的な交通体系の確立を進めるとともに、これを補完する身近な生活環境における生活道路網について、通行の安全性や利便性を高め、また災害時の円滑な防災活動空間の確保を図ります。

道路は、自動車だけでなく、歩行者や自転車が安心して快適に移動する空間として、また、街並みを形成し魅力ある道路景観を提供するなど多様な役割を持っており、歩行者、自転車のネットワークの形成や本市らしい道路景観づくりを進めます。

多摩都市モノレールの延伸は、事業化に向けて手続きが進められています。多摩都市モノレール新駅へのアクセス性の向上など駅周辺の交通環境の整備を推進し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

<道路・交通環境の整備方針図>



(1) まちの骨格となる道路づくり

■ 骨格となる幹線道路の体系的な整備

広域的な連携を強化する主要幹線道路、都市の骨格となる幹線道路、地域の骨格となる補助幹線道路については、環境対策に配慮しながら、日常的な生活、経済活動と災害時の円滑な活動を支えるため、関係機関と連携して調整・検討を行った上で、体系的な道路網の形成を図ります。

■ 立3・2・4号新青梅街道線の拡幅

立3・2・4号新青梅街道線は、幅員18mから30mへの拡幅整備事業が進められており、交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するとともに、多摩都市モノレールの導入空間としても計画が示されたことから、引き続き事業主体である東京都と連携して事業を促進します。

■ 交差点改良や歩道拡幅による安全で円滑な交通処理

渋滞の激しい主要交差点は、円滑な交通処理に向けて関係機関と連携しながら右折レーンの設置などの改良を行います。

歩行者の安全確保のため、歩行空間の整備など安全で快適な利用環境の向上を検討します。

■ 自転車の安全かつ円滑な通行の確保

多摩都市モノレールの延伸により、駅までの自転車利用など、更なる自転車の利用の増加が想定されることから、自転車通行空間の整備や、自転車を利用しやすい環境づくり、シェアサイクルの活用など、自転車の安全・快適な利用及び魅力の向上に向けた取組を推進します。

(2) 地域の生活を支える道路づくり

■ 主要生活道路の体系的な整備

まちの骨格となる幹線道路を補完する道路として、相互交通や歩車分離が可能な主要生活道路の整備を進め、地区レベルから幹線道路へ至る交通処理の円滑化を図ります。

■ 生活道路の安全性確保

身近な生活道路のうち狭あいな道路は、交通や防災活動に支障を来すため、拡幅整備を推進するとともに、通過交通の抑制などを関係機関と連携して、安全性の確保を図ります。

安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切りや防護柵、道路反射鏡、道路照明の各種交通安全施設の計画的な整備・充実を図ります。

(3) 歩きやすい歩道づくり

■ 幹線道路の歩行空間の整備と充実

主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路は、歩行者などの安全性や快適性の確保のため、都市計画道路の整備や道路改修に合わせて十分な歩行空間の確保やユニバーサルデザインへの配慮など、安全で快適に通行できる道路整備を進めます。

■ 無電柱化の推進

立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業に合わせた無電柱化によって、歩きやすく災害時にも安心して景観などにも配慮された道路づくりを促進します。

都市核土地地区画整理事業区域内の立7・4・2号榎本町線、立7・5・3号榎東西線では無電柱化を推進します。

その他の道路についても、無電柱化に向けて検討を進めます。

■ 主要生活道路や生活道路の安全の確保と歩道整備

主要生活道路は、道路特性に応じて可能な限り歩行空間の確保やユニバーサルデザインに配慮し、歩行者が安全で快適に通行できる道路整備を進めます。

主要生活道路や生活道路では、自動車交通量や速度の抑制など歩行者が安全に利用できる道路づくりに向けて、速度規制や啓発看板の設置など道路ごとの特性に合わせた総合的な安全対策に取り組みます。

児童や生徒などが多い小中学校周辺の主要生活道路では、安全でゆとりある歩行空間の確保・整備を進めます。

野山北公園自転車道や残堀川自転車道などは、安全で快適な自転車歩行者専用道路として維持・管理を行うとともに、案内板の設置や沿道景観形成などにも配慮した個性ある道としても整備します。

(4) 公共交通機関の充実

■ 公共交通ネットワークの充実

基幹的交通となる多摩都市モノレールを中心に、バスやタクシー、デマンド交通、シェアサイクル、自動運転や小型モビリティなどの多様な交通手段を組み合わせることにより、誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。また、地域公共交通計画等の策定の検討を行います。

市内循環バス（MMシャトル）については、新駅の設置を踏まえ、効率的な多摩都市モノレールのフィーダー路線¹⁷とするとともに、関係機関との協議の下、市民の要望に対応した運行の充実を図ります。

乗合タクシー（むらタク）については、市内循環バスのルートを踏まえ、その運用方法について検討し、交通不便地域の解消を図ります。

■ 多摩都市モノレール新駅へのアクセスの向上

多摩都市モノレールの新駅整備を見据えて、駅前広場や駐輪場を整備するなど、交通結節機能を強化するとともに、歩行者、自転車利用者が安全で快適に利用できるアクセス道路の整備を進め、利用者の利便性の向上を図ります。

¹⁷ フィーダー路線：交通機関の幹線に接続し、支線の役割を持つ路線のこと。鉄道の場合、路線バスやコミュニティバス等を指す。

◆ 道路種別の整備水準・役割の設定

区分	道路種別・路線	間隔	標準的な幅員	交通上の役割
まちの骨格となる道路	主要幹線道路 ・立3・2・4号新青梅街道線 ・立3・4・9号八王子村山線 ・主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)	2~4km	16m以上	本市と周辺市町を結ぶ広域的な道路
	幹線道路 ・立3・4・17号桜街道線 ・立3・4・39号武蔵砂川駅榎線 ・立3・4・40号松中残堀線 ・立3・5・19号武蔵村山瑞穂線 ・立3・5・20号東大和武蔵村山線 ・立3・5・36号オカネ塚線 ・立3・5・37号中砂新道線 ・立3・5・41号薬師通り線 ・主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道 ・主要市道第94号線 ・主要市道第96号線 など	500~1,000mを基本とする	12m以上	主要幹線道路と連携して本市と周辺市町を結ぶ道路
	補助幹線道路 ・立7・4・2号榎本町線 ・立7・5・3号榎東西線 ・主要市道第3号線 ・主要市道第4号線 ・主要市道第8号線 ・主要市道第12号線（伊奈平中央通り） ・主要市道第93号線 ・主要市道第97号線	500mを基本とする	10m以上	主要幹線道路や幹線道路を補完する道路
地域の生活を支える道路	主要生活道路	250mを基本とする	6m以上	幹線道路などで囲まれた区域内において区域内の交通を集め幹線道路などに連絡する道路
	生活道路	街区を形成	4m以上	各住戸などと補助幹線道路や主要生活道路を結ぶ道路で、日常生活で最も基本となる道路
自転車歩行者専用道路	・野山北公園自転車道 ・残堀川自転車道 ・保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）	—	—	自転車・歩行者などの専用道路

○都市計画道路の名称

都市計画道路には路線名の前に番号が付いており、(区分による番号)・(規模による番号)・(一連の番号)の組み合わせによって定められています。

例) 立 3 ・ 2 ・ 4 号 新青梅街道線
 区分 規模 一連番号 路線名

立：立川都市計画道路

■区分の種類

3：幹線街路

7：区画街路

■規模の種類

1：幅員 40m 以上

2：幅員 30m 以上 40m 未満

3：幅員 22m 以上 30m 未満

4：幅員 16m 以上 22m 未満

5：幅員 12m 以上 16m 未満

6：幅員 8m 以上 12m 未満

7：幅員 8m 未満



3 公園・緑地等の整備方針

(まちづくりの方向性2・3・4・5)

狭山丘陵や武蔵野の面影を強く残す平地林などの特徴的な自然環境は、本市のかけがえのない財産として、それぞれの特徴をいかにしながら維持・保全を行い、次世代に継承していきます。

河川や道路に沿った街路樹、生活道路に面した生け垣は、帯状のみどりの資源として、公園や緑地と結びネットワーク空間の形成を図ります。

市内の農地は、雨水の流出抑制や生物多様性の確保等の機能を有するとともに、地域のコミュニティ形成等、地域のまちづくりに様々な効用をもたらすグリーンインフラ¹⁸としての機能も有しており、適切な保全・整備を図ります。

地域の公園や緑地は、身近な生活空間の核として整備・維持・管理を行うとともに、積極的に市民の参加を促して、親しみやすく快適に利用できる公園づくりを進めます。

残堀川、空堀川は東京都と連携し、貴重な水辺空間として親しみやすく潤いを与える景観、多様な生物の生息環境を形成する河川環境の整備・維持・管理を行います。

<公園・緑地等の整備方針図>



(1) 身近な自然環境の保全と整備

■ 狭山丘陵の自然環境の保全と維持・管理

狭山丘陵では、ごみや枯れ木などの撤去や樹木の間伐などの保全管理が行われています。今後も、東京都と連携して、良好な自然環境や多様な生態系の維持・保全を図ります。

主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北の住宅地については、「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区として、建物の色彩や緑化の基準に基づき、丘陵地のみどりと調和したまちづくりを進めます。

市街地の背景となっている狭山丘陵一帯については、みどりと調和した美しい都市環境を保持するために、公有地化による風致¹⁹の維持を図ります。

■ 武蔵野の面影を残すみどりの保全

みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、そのふもとに広がる集落地の屋敷林や生け垣、点在する社寺林、残堀川、空堀川、さらには市街地に分布する生産緑地地区や平地林を保全し、みどりのまちづくりを進めます。

■ 大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑地地区などの自然環境の保全

東京都と区市町が定める「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に優先整備区域として位置付けられている野山北・六道山公園、中藤公園及び観音寺森緑地は、東京都と連携して早期整備を促進するとともに、総合運動公園などの都市計画公園の整備を推進し、市民の交流や憩い、健康づくりの場となる自然環境の維持・保全を図ります。

海道緑地保全地域をはじめとする平地林や屋敷林、生産緑地地区などの武蔵野の面影を色濃く残している自然環境の保全を図ります。

■ 緑化重点地区の検討

みどりの保全が必要な地区、市のシンボルとして質の高いみどりが必要な地区、みどりが少ない地区等について、該当する地区のまちづくりの動向や方向性、地元の意向等を収集・調整した上で緑化重点地区の候補として定め、地区の基本方針や緑化の実施方法等を検討します。

¹⁸ グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

¹⁹ 風致：都市における樹林地、水辺などで構成された良好な自然的景観のこと。

(2) 水とみどりをいかしたネットワークづくり

■ みどりの拠点を中心とした水とみどりのネットワークの形成

狭山丘陵や大規模公園などのみどりの拠点を残堀川自転車道や野山北公園自転車道などで結ぶとともに、残堀川、空堀川の連続する水辺空間をいかして、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

水とみどりのネットワークは、市民が愛着を感じる快適空間として、東京都と連携し、樹木の剪定や除草、不法投棄の処理など継続的な維持・管理を行います。

■ 沿道空間のみどりのネットワークの形成

街路樹の整備や沿道宅地の生け垣の設置促進等により、みどりが連続する沿道空間と水とみどりのネットワークとの一体化を図ります。

「まちづくり条例」に基づく地区まちづくり計画や、地区計画制度等を活用し、住環境に潤いを与えるまちづくりを進めます。新青梅街道沿道地区では、拡幅整備事業に合わせてみどり豊かな広がりや厚みをもった沿道市街地を形成します。

(3) まちの潤いとなる農地の保全と活用

■ 都市農地の保全・活用

都市農地は、防災や田園景観の提供など良好な都市の環境形成に資するみどりの空間であり都市にとって「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」と転換されたことから、農業振興施策と連携しながら積極的にその保全・活用を図ります。

生産緑地地区は、農産物の生産基盤であるとともに、市街地の環境保全や防災空間として大きな役割を果たしていることから、保全に向けて特定生産緑地の指定及び継続を促進します。

また、宅地化農地（生産緑地地区以外の市街化区域内農地）の中で、都市環境の保全や防災上の観点から効用のある農地については、貴重なみどりのオープンスペースとして、生産緑地地区への追加指定を促進します。

■ 農のあるまちづくり

都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めるため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進、農業体験学習としての利用促進、農家レストランや直売所など、農地の多面的機能をいかした有効活用を図ります。

(4) コミュニティを育む場所となる公園づくり

■ 都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備

地域の核となる都市計画公園・緑地などの整備や、より快適で安全な住環境の形成のため、住民が気軽に集い、憩える広場などの整備を進めます。

■ 市民等参加による公園づくり

公園の維持・管理において市民が自主的・主体的に参加できる公園・緑地等ボランティア制度を推進するとともに、市民が公園づくりの企画段階から参加できる仕組みを検討します。

公園・緑地などの公共施設を市民と協働で管理するアダプト制度²⁰の実施やみどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーの養成についての検討を進めます。また、公園利用者の利便性向上のため、民間主体が空き地等を活用した公園づくりを行う市民緑地認定制度や、公園管理者の財政負担の軽減のための公園の公募設置管理制度（Park-PFI）²¹の導入について検討し、活用を図ります。

■ 誰もが安心して快適に利用できる公園づくり

公園は、ユニバーサルデザインに配慮した出入口やトイレ、遊具やベンチなどの施設の充実により、誰もが安全で快適に利用できる憩いの場として整備を進めます。

(5) 環境と共生した河川の整備と維持・管理

■ 河川整備に合わせた良好な環境の形成

残堀川や空堀川は、市街地を流れる都市河川として治水上の安全性を確保するとともに、市民の身近な親水空間として、緑化の促進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都と連携し、良好な環境形成を図ります。

空堀川旧河川敷の親水広場としての活用や改修に伴う管理用通路の散策路化など、東京都と連携し、河川空間の有効利用を図ります。

また、小河川は生態系に配慮した河川環境整備を推進します。

■ 水路の緑化による自然環境、生物の生息環境の保全

水路については、可能な限り自然環境を考慮しながら緑化を図ります。また、環境共生を目指し、安全を確保しながらビオトープ²²に配慮した生物の生息環境の保全と再生を図ります。

²⁰ アダプト制度：自治体が管理していた施設や公園等を、住民や企業が主体となって維持・管理を行う制度のこと。

²¹ 公募設置管理制度（Park-PFI）：都市公園法に基づく制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上につながる公園施設の設置と、その施設から生まれる利益を活用した園路や広場等の公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を公募により選定する制度のこと。

²² ビオトープ：生物（bio）と場所（topos）を組み合わせで作られた言葉で、その地域に住む様々な野生生物が生息することができる空間のこと。

4 安全・安心まちづくりの方針

(まちづくりの方向性4・5)

様々な災害から市民の生命と財産を守るために、多摩東部直下地震等や気候変動に伴う大規模な水害や土砂災害などに対する的確な対応ができるよう、防災・減災対策による災害に強い都市づくりを進めます。

主要幹線道路などの沿道では、建物の不燃化及び耐震化を促進します。また、公共公益施設は、災害時に必要な機能を維持できる避難所として整備・強化を図ります。

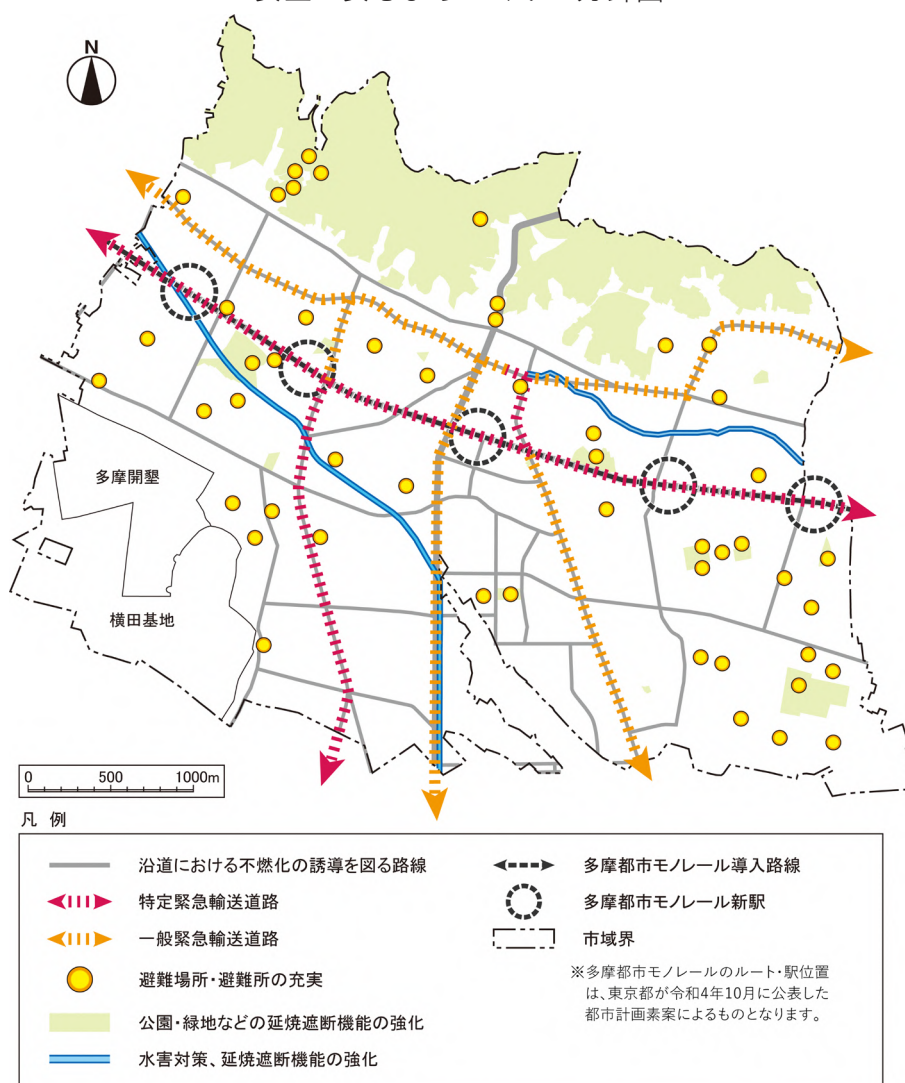
災害時に避難活動や防災活動を支える避難場所や避難路となる公園や道路の確保を図るとともに、雨水排水機能、中小河川の氾濫対策、ライフラインの耐震化などについて防災対策の強化を図ります。

災害時・緊急時には、市民が協力して避難を含む防災活動を円滑に行うことができる体制を強化するとともに、関係市町村等と連携する防災体制の強化を図ります。

大規模災害が生じた場合に必要な復興まちづくり計画の策定について、検討を行います。

日常的な生活空間における事故や犯罪等の抑止など、安心できるまちづくりの実現を図ります。

<安全・安心まちづくりの方針図>



(1) 災害に強い市街地づくり

■ 沿道建築物の不燃化の誘導などによる災害に強いまちづくり

主要幹線道路などの沿道建築物の不燃化や耐震化の促進により、延焼遮断機能の強化と道路の閉塞の抑止を図ります。

市街地の緑化やオープンスペースの確保を促進し、延焼の遅延・阻止を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 避難所などの公共公益施設の避難機能の充実

災害時に避難生活の拠点となる避難所などの公共公益施設は、備蓄機能の充実や防火水槽の設置を推進するとともに、これらの施設への誘導標識の充実を図ります。

■ 建築物などの耐震性の強化

既存建築物の耐震強化を進めるため、「武蔵村山市第二次耐震改修促進計画」に即して改修などに関する効果的な支援策を促進します。

ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。

■ 防災協力農地の指定

都市農地は、多面的な機能の一つである防災機能として火災延焼防止や震災時の一時避難場所等の役割を担っており、生産緑地地区を対象とした防災協力農地の指定を促進します。

(2) 安全性を支える都市基盤づくり

■ 災害発生時の救援・避難路となる道路網の強化

災害発生時に救急救命、防災活動及び物資の輸送等の大動脈となる特定緊急輸送道路は、沿道建築物に対して耐震改修等に関する助成制度の活用を推進します。一般緊急輸送道路は、緊急輸送ネットワークの重要性が高いことから、今後、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討します。また、主要市道を中心に緊急活動重要路線の指定を進めます。

狭あいな道路が多く、緊急車両の円滑な通行に支障を来している地区については、沿道住民の理解と協力の下、建築基準法第42条第2項の規定より道路とみなされる民有地の取得を進めることで、安全確保のための道路網の強化に努めます。

また、建築物の倒壊による道路閉塞など震災対策の観点から、より必要性の高い生活道路を整備するために、生活道路拡幅整備計画の策定を検討します。

■ 延焼遮断帯及び避難空間の整備

災害発生時の市民の安全を確保するため、延焼遮断帯や避難空間としての役割を果たす道路、公園などの整備を進めるとともに、延焼遮断効果を高めるための高木の植樹を検討します。

また、延焼遮断機能を有する避難路として、公園・緑地を結ぶ道路の緑化を検討します。

(3) 災害に備えた対策と体制づくり

■ 残堀川、空堀川の水害対策の強化

残堀川は、大雨時の浸水からの安全性を確保するため、短時間に局地的に発生する集中豪雨への対応の検討を東京都と連携して進めます。東京都豪雨対策基本方針において、柳瀬川流域として対策強化流域に追加された空堀川は、年超過確率1/20（時間当たり65mm規模）の降雨に対し、浸水被害の防止に対応できるよう東京都と連携して事業を促進します。

■ 公共下水道雨水排水施設、雨水貯留・浸透施設の普及による雨水対策

総合的な雨水排水対策のための公共下水道や各戸における雨水流出抑制施設の整備推進、公共公益施設の浸透・貯留施設の設置を引き続き進めます。

また、樹林地や農地の保全により保水機能の向上を図ります。

■ ライフラインの強化

電気、ガス、水道などの都市生活を維持するために必要な生活関連サービス施設については、施設の耐震性などの強化を関係機関に要請し、震災時の安全性及びその機能確保を図ります。

■ 緊急・災害時の体制強化と防災意識の向上

災害発生時に市民による初期消火や救出、救助活動が速やかに行われ、また高齢者等の避難の支援などを通して、被害を最小限に抑えることができるよう、学校や自治会等における防災訓練、避難訓練を推進・支援します。

災害時には避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を合わせ持つ（仮称）武蔵村山市防災食育センターを整備します。

地域防災計画を踏まえ、東京都などの関係機関をはじめ自治会、消防団、ボランティア団体などと協力体制をつくり、情報収集やICT等を活用した情報伝達機能などの強化を図ります。

本市の「浸水・土砂災害ハザードマップ」について市民への周知、浸透を図り、市民の防災意識の向上を図ります。

■ 各市町村との連携による災害時の体制強化

東京都や多摩地域の市町村、災害時緊急応援協定市である埼玉県桶川市、姉妹都市である長野県栄村との連携の下、災害時の応援体制の強化を図ります。

■ 復興まちづくり計画

大規模な災害が発生した場合に必要な復興まちづくり計画の策定について、検討を行います。

(4) 防犯に配慮したまちづくり

■ 市民との協働による防犯まちづくり

地域と連携した防犯体制の支援やLED防犯灯の設置など、防犯性の高いまちづくりを市民との協働の下に進めます。

また、必要に応じて通学路への防犯カメラの設置に努め、学校等における安全確保を図ります。

空家等対策計画を策定し、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空家等の対策を推進します。

■ 防犯に配慮した公共公益施設の整備

公園などの樹木は、定期的な剪定を行うとともに、公共公益施設については、防犯に配慮した施設整備を図ります。

5 景観・環境まちづくりの方針

(まちづくりの方向性4)

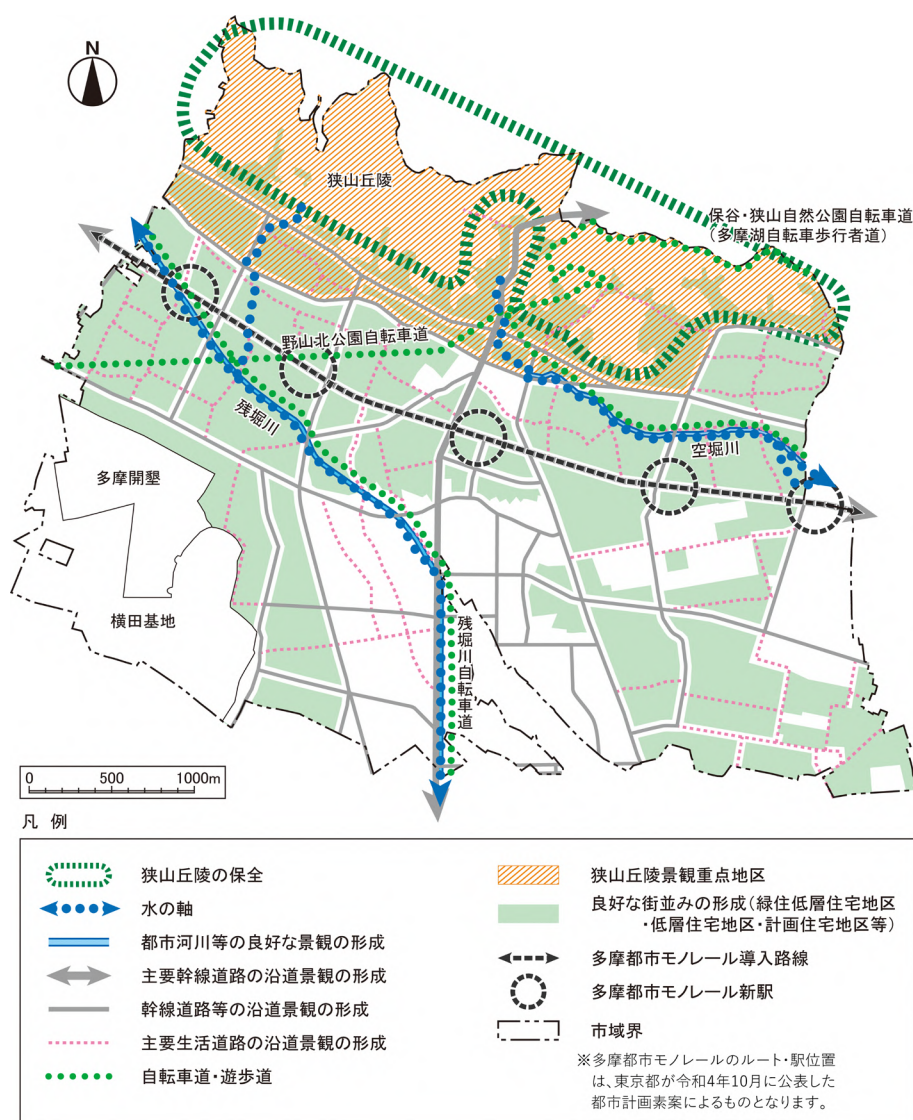
狭山丘陵や武蔵野の面影を残す樹林地など本市を特徴付ける景観資源は、その保全と継承を図るとともに、これらのみどりを背景とした良好な住宅市街地の形成を図ります。

みどりが不足している市街地などでは、必要に応じ緑化地域制度など効果的にみどりを創出する取組について調査・検討を行います。

公共施設や幹線道路沿道、河川は、みどりの拠点や連続したみどりのネットワークとなる良好な景観形成の貴重な資源と位置付け、その保全・整備を進めます。

地球温暖化対策としての再生可能エネルギー等の利用促進や省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組、廃棄物の減量・資源化など身近な生活における脱炭素社会の実現に向けたまちづくりへの取組を推進します。

<景観・環境まちづくりの方針図>



(1) 美しい街並みへの誘導

■ 地域の環境をいかした良好な景観形成

「東京都景観計画」の景観基本軸（丘陵地景観基本軸）に指定されている主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北（大曲り交差点より東側については、立3・5・20号東大和武蔵村山線（大曲り新道）以北）の地域については、市民、事業者、市、東京都等が連携して狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、丘陵地の特性と調和した景観の形成を図ります。

「まちづくり条例」による狭山丘陵景観重点地区は、建物の色彩や緑化の基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

■ 季節を感じる沿道景観の形成

主要幹線道路などでは、街路樹などによる緑化や無電柱化等により、美しい道路景観の形成を図るとともに、地区計画制度等の活用などにより沿道の緑化を誘導し、道路空間と沿道の土地利用が調和した個性と魅力ある街並みの形成を図ります。

主要生活道路などでは、生け垣などの保全や花いっぱい運動の促進などにより、四季折々の沿道景観の形成を図ります。

多摩都市モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩のコントロールや屋外広告物の規制など景観の取組について検討します。

■ 残堀川、空堀川の魅力的な景観の形成

残堀川や空堀川は、親水空間の確保や緑化の促進など市民生活に潤いを与える魅力ある帯状の景観資源として、東京都と連携し、良好な景観の形成を促進します。

■ 魅力ある良好な街並みの形成

市街地に広がる低層住宅地は、それぞれの地域特性をいかし、「まちづくり条例」に基づく地区まちづくり計画や、市民意見を反映した地区計画制度等の活用により、良好な街並みの形成を図ります。

保存樹木や保存樹林、保存生け垣は、市街地の個性や魅力を高める資源として、登録の普及を図ります。

■ 周辺環境や地域特性をいかした公共公益施設の景観形成

公共公益施設は、地域の景観形成の先導的な役割を果たすものとして位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ地域特性をいかした魅力ある施設づくりを進めます。

道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じた街並みを形成するよう、デザイン等に配慮し、案内板などの整備・充実を図ります。

また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。

(2) 環境に配慮したまちづくり

■ 市民、自治会、事業者及び市が一体となったごみの資源化・減量化等の推進

市民及び事業者の協力の下、ごみの減量や分別の徹底、資源化について推進し、環境への関心を高めながら、清潔できれいな街並みの形成を図ります。

ごみの減量等への取組を推進するため、地域や学校において、環境学習や出前講座などを行い、環境意識の普及を図ります。

狭山丘陵や残堀川、空堀川などの河川、農地などへの不法投棄の防止のため市民、自治会、事業者及び市等が連携して対応を図ります。

■ 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光パネル等の設置による再生可能エネルギーの普及促進、LED照明や断熱効果を高めることによる省エネ化、環境に配慮したエネルギーへの切り替え、ごみの減量及び資源化などの具体的な取組を進めます。

また、ゼロカーボンシティ宣言及び地球温暖化対策実行計画の周知・啓発を通じて、市民、事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進し、住宅の太陽光パネル等の設置などの再生可能エネルギー導入や省エネ性能の確保に向けた取組を促進します。



狭山丘陵からの眺望



市内から狭山丘陵を望む



残堀川の景観

1 土地利用の方針

2 道路・交通環境
の整備方針

3 公園・緑地等
の整備方針

4 安全・安心
まちづくりの方針

5 景観・環境
まちづくりの方針

6 活力ある
まちづくりの方針

6 活力あるまちづくりの方針 (まちづくりの方向性1・2・4・6)

高齢者や障害のある人、子育て世代を含む全ての市民がいきいきと生活できる、活力や魅力あるまちづくりを進めます。本市の特徴をいかしたまちづくりや、公共空間の持つ魅力を最大限にいかした新しい場づくりについて、市民や事業者とともに研究・検討を進めます。

商業・農業・工業については、本市の経済活動を支える生産環境の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの延伸を見据えた立地適正化計画を策定し、都市核やサブ核の形成に合わせ、商業・業務機能の誘導を図ります。

また、本市の特徴をいかした体験型観光やレクリエーションの活性化を図ります。

<活力あるまちづくりの方針図>



(1) 誰もがいきいきと生活できるまちづくり

■ 高齢社会等に対応した施設整備

高齢者が安心して住み続けることのできる環境や、障害のある人が地域での自立した生活を送ることのできる環境の確保に努め、民間活力による施設の整備について検討します。

公共公益施設や日常的に様々な方が利用する施設は、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入を推進します。

■ 子育て環境の整備

保育所や子ども・子育て支援センターの運営、子ども家庭支援センター事業の推進など地域における子育て支援施設の環境整備等を進めます。

また、児童館の管理・整備、子ども食堂の推進など子どもの居場所を確保します。

特に多摩都市モノレール新駅周辺においては、子育て世代の生活利便性の向上を図り、活力や魅力あるまちづくりを進めます。

■ 誰もが住みやすいまちづくり

ノーマライゼーション²³の理念に即して、全ての市民の自立を尊重し、支え合う市民意識の高揚によって、生活の質の向上を支えるまちづくりを進めます。

また、コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、支援を行うとともに、地区集会所等の適正な管理を行い、学校施設等の地域への開放利用を推進します。

■ 市民の要望を踏まえた生涯学習施設の充実

地域活動や文化活動を支援するため、市民の要望を踏まえ、生涯学習施設の充実を図ります。

また、中央図書館及び中央公民館の機能を合わせ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの設置について検討を進めます。

²³ ノーマライゼーション：障害者や高齢者を含むすべての人が普通（ノーマル）の生活を過ごしていける社会を目指し、環境の整備等をしていく考え方のこと。

(2) 商業・農業・工業の振興

■ 拠点の形成に合わせた商業・業務機能などの導入

都市核、サブ核などの拠点の形成に合わせ、商業や業務機能などの集積を図るため、企業誘致制度の拡充などにより、店舗や事務所の立地の促進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした多様な働き方や新たな生活様式に対応し、シェアオフィスやサテライトオフィス²⁴などの立地の促進を図ります。

■ 身近な商業の活性化

市民の日常的な生活利便性の向上を図るため、主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道沿道や都営村山団地周辺などの商店街では、安全・快適に買い物のできる歩行空間の整備・改善など、身近な商業機能の維持・活性化を支援します。

■ 産業としての農業の活性化

市民生活に欠かすことのできない新鮮で安全な農産物を供給するため、生産緑地地区制度の活用により農地を適正に保全するとともに、産業としての農業を育成することで、農業の振興を図ります。

また、市民農園や観光農園などの体験型農業の普及や、直売所の活性化支援などを行うことにより、アグリツーリズム²⁵による持続的な農業の確立と市民や観光客の交流を図ります。

■ 工業の活性化のための基盤整備

多摩都市モノレールの延伸を見据えた、道路などの都市基盤の整備や立地支援策などにより、先端技術産業や研究開発機能などの立地を促進します。

伊奈平地区周辺及び市内工業地域では、工業の持続的な発展のため、活力ある生産環境確保のための基盤整備を図るとともに、市内への企業立地を促進するための制度である企業誘致制度を活用し、工業の振興・活性化・雇用促進を図ります。

²⁴ サテライトオフィス：企業・組織の重要拠点から離れた場所に設置されたオフィスのこと。また、そこで勤務することをサテライト勤務という。

²⁵ アグリツーリズム：アグリ（農業）とツーリズム（旅行）の2つの単語を組み合わせたもので、都市居住者が農場や農村で休暇や余暇を過ごすこと。

(3) 観光の振興とレクリエーションの充実

■ 観光レクリエーションの活性化

歴史民俗資料館や野山北公園などの観光施設、自然学習施設及びレクリエーション施設の充実を図るとともに、東京都の施設である里山体験施設の充実や「都市計画公園・緑地の整備方針」において位置付けられている野山北・六道山公園、中藤公園内及び観音寺森緑地内の優先整備区域は、東京都と連携し、早期整備を図ります。

公園や緑地、河川、自転車歩行者専用道路、遊歩道は、市民の日常的なレクリエーションの場として、また、狭山丘陵や武蔵野の雰囲気を経験する場として市内外からの利用を促進する観光レクリエーション活動について、広く周知を図ります。また、自転車等を活用した本市固有の観光レクリエーションの充実を図ります。

実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベント（村山デエダラまつり等）の開催により、活力にあふれたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

■ 本市の特性をいかした個性あるまちづくり

本市の特産品や郷土料理、郷土芸能、方言をいかした市民による個性あるまちづくり活動を支援します。

伝統文化産業である村山大島紬については、周知及び広報に努めるとともに、その他の産業についても地域ブランドの認証の促進を図ります。

また、体験型、テーマ型観光レクリエーションとの連携による伝統産業や特産物などのアピールや普及を図ります。

■ 観光ルートの充実

狭山丘陵の緑地環境を保全しながら、野山北・六道山公園などの機能をいかし、観光レクリエーションの場の充実を図ります。

狭山丘陵に分布する観光資源への案内標識やアクセス道路の充実を図ります。

旧道や野山北公園自転車道、散策路、寺社仏閣などの文化財、東航正門跡といった歴史的資源などを活用し、観光ルートの充実を図ります。

